

～ハ女市ものづくり推進事業補助制度～

新製品の開発や製造に伴い新規に機械導入を目指す皆さまへ

市内におけるものづくりを推進するため、市内において製造業を営んでいる小規模事業者の方々が、経営計画書に基づき新商品の製造や開発に取り組む場合、その経費の一部を補助金として交付することで、経営支援及び経営の安定を図ることを目的としています。

補助対象・要件等

【製造業・製造小売業とは】… 統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）による日本標準産業分類の大分類及び中分類に該当する製造業。小売業に分類されもののうち、自ら製造した製品を店舗により個人又は家庭用消費者に販売する事業者

【小規模事業者とは】… 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する者

【経営計画書とは】… 商工会議所又は商工会の経営指導員等から経営指導を受けて作成した経営計画書（任意様式）

【新製品とは】… 既存の商品とは異なる使用価値を有し、実質的に既存の商品と別個の範疇に属するもの

補助金の種類・金額・対象経費

補助金の種類	補助対象経費	補助金の額
新製品開発 補助金	1 新製品の製造又は開発のために招へいする専門家、アドバイザー等に対する謝金 2 前号の招へいに係る旅費（宿泊費を含む。） 3 新製品の製造又は開発のために専門機関、民間会社等へ委託する委託料及び経費 4 試作品の製作に係る原材料費。ただし、販売又は売上につながるものを除く。 5 試作品、サンプル品等の製作を第三者へ委託する場合の外注費等。ただし、販売又は売上につながるものを除く。	対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数をは切り捨てた額）ただし、一申請当たりの限度額は、30万円です。
新機械導入 補助金	新製品の製造に係る機械・器具装置、工具等の導入経費	

※注1）上記の補助対象経費については消費税及び地方消費税を含みません。

※注2）補助金の交付決定を受ける前に着手した場合、その経費については補助金を受け取ることができません。）

申請手続き等

【申請書及び提出書類】…

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第2号）
- ③誓約書（様式第3号）
- ④八女商工会議所又は八女市商工会において経営計画書を作成した旨の証明書（様式第4号）
- ⑤経営計画書（任意様式）の写し
- ⑥登記事項証明書の写し（法人に限る）
- ⑦営業許可証の写し（許可を必要とする業種の場合に限る）
- ⑧市税、国民健康保険税（法人を除く）及び税外徴収金の滞納調査に係る同意書
- ⑨その他添付書類

◆申請書様式等は、八女市商工・企業誘致課、八女商工会議所、八女市商工会に備えております。
八女市ホームページ（<http://www.city.yame.fukuoka.jp/>）からダウンロードいただけます。

【八女市HP ⇒ 事業者向け ⇒ 融資・助成金】



申請に係る留意事項



- ①暴力団員による不当な行為を防止する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員である場合、又はそれらと密接な関係を有している場合は補助対象外。
- ②宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動及びこれらに類する事業と認められる場合は補助対象外。
- ③申請時に個人にあっては、市内に住所及び事業所を有し、法人にあっては、市内に事業所を有して事業所の登記を行っていること。
- ④申請する補助事業が当該申請年度の3月31日までに完了すること。
- ⑤同一年度に新製品開発補助金と新機械導入補助金の双方を申請することはできません。ただし、補助金総額が30万円を超えない場合は可能です。
- ⑥過去に、双方の当該補助金と新事業展開補助金を受けていないこと。
- ⑦申請者において、市税、国民健康保険税（個人のみ）及び税外徴収金等の滞納がないこと。（ほかに要件があります。詳しくは、下記へお尋ねください。）

お問い合わせ・相談

★八女市役所 商工・企業誘致課商工振興係

（八女市本町647番地）

☎0943-24-9177

★八女商工会議所（八女市本村425-22-2）☎0943-22-5161

★八女市商工会（八女市黒木町今1314-1）☎0943-42-0153